

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農振第 2199 号農林水産省農村振興局長通知

第 1 農用地等の定義

- 1 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第 2 の 1 の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい（農地法（昭和 27 年法律第 229 号、以下「農地法」という。）第 2 条第 1 項）、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。
 - (1)「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能（自然にかんがいするものを含む。以下同じ。）を有している土地とする。
 - (2)「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。
 - (3)「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数（おおむね 7 年未満）と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により 1 年から 2 年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。
- 2 実施要領第 2 の 1 の(1)の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第 2 条第 1 項）。
- 3 実施要領第 2 の 1 の(2)の「適切な農用地の維持・管理」とは、農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の維持管理を行う農用地（以下「維持管理農用地」という。）も含まれるが、これら維持管理農用地においては作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保たれているものとする。
- 4 実施要領第 2 の 1 の(2)の「水路、農道等」とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 農業用排水施設（用水路、排水路、樋門、堰、揚・排水機場、ため池等）
 - (2) 農業用道路（農道）
 - (3) その他農用地の保全又は利用上必要な施設（防風林、土壌浸食防止施設等）

第 2 対象地域

令和 8 年 4 月 1 日以降、9 法地域（実施要領第 4 の 1 の(1)から(9)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）の見直しにより、追加又は解除になった地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- 1 新たに指定された地域は、当該年度から対象（指定される以前に特認地域（実施要領第 4 の 1 の(10)の地域をいう。以下同じ。）であった地域は、当該年度から 9 法地域）とする。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日時点で指定の解除の予定がある地域については、解除年度以降、対象としない。ただし、令和 8 年 4 月 1 日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、実施要領第 4 の 1 の(9)の地域を除き特認地域とみなすことができる。

第3 対象農用地の基準

- 1 実施要領第4の2の「一団の農用地」とは、農用地面積（農用地面積には畦畔及び法面面積を含む。）が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者（第6の1）の農用地についても一団の農用地の面積に算入できる（中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付対象面積とはならない。）。）とする。

ただし、第9の2の事項により、集落協定等の認定時において、1ha以上であった一団の農用地の面積が1ha未満となった場合においても、引き続き令和11年度まで対象とすることができる。

なお、一団の農用地の要件の詳細は、別記1に定めるとおりとする。

- 2 一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが実施要領第4の2の(1)及び(4)のAに定める田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。
- 3 実施要領第4の2の(1)、(4)のA及び(5)の勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。
- 4 実施要領第4の2の(2)の「自然条件により小区画・不整形な田」とは、次に掲げる要件を全て満たす田とする。
 - (1) 団地内の全ての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。
 - (2) 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。
 - (3) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。
- 5 実施要領第4の2の(3)の「草地比率の高い草地」とは、6の基準を満たす地域内に存する農用地が当該市町村の農用地の大宗を占め、かつ、7で算定された草地比率が70%以上の市町村又は地域に存する草地とする。
- 6 実施要領第4の2の(3)の「積算気温が著しく低く」とは、1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300℃未満のことをいう。
- 7 実施要領第4の2の(3)の「草地比率」とは、新市町村又は旧市町村単位での経営耕地面積に対する牧草専用地面積の割合とする（なお、草地比率の算出に用いるデータは2015年農林業センサス又は2020年農林業センサスの農林業経営体調査結果の経営耕地面積、牧草専用地面積とする。また、市町村内の農用地が都道府県段階の第三者機関において、気候等により明確に区分されると認められた場合には、市町村内を区切って草地比率を判定することができる。）。
- 8 実施要領第4の2の(4)及び(5)のイの「市町村長が判断することが困難な場合」とは、集落が複数の市町村にまたがっている場合等をいう。
- 9 実施要領第4の2の(4)のAの「緩傾斜農用地」については、別記3を参考に、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が対象の可否及び対象基準について判断する。

なお、都道府県知事は、別記3とは別にガイドラインを定めることができる。
- 10 実施要領第4の2の(5)のイの「緩傾斜農用地」については、別記3の1の事項に該当するものに限り対象とするものとする。
- 11 実施要領第4の2の(4)及び(5)のイの「市町村長が判断することが困難な場合」の手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 市町村長は、判断が困難な事由を記した書面をもって都道府県知事に判断を要請

する。

(2) 判断の要請を受けた都道府県知事は、具体的な判断結果に理由を付して当該市町村長に書面で通知する。

12 実施要領第4の2の(4)のイの高齢化率・耕作放棄率の高い農地の判断に当たっての高齢化率等の算定は、次の(1)及び(2)の式により行う。

(1) 「高齢化率」は、次のとおりとする。

$$65 \text{ 歳以上の農業従事者数} / \text{農業従事者数}$$

(2) 「耕作放棄率」は、次のとおりとする。

$$\text{耕作放棄地面積} / (\text{経営耕地面積} + \text{耕作放棄地面積})$$

(3) 算定に用いるデータは、次のとおりとする。

ア 高齢化率は、2015 年農林業センサス又は 2020 年農林業センサスの農林業経営体調査結果の農業従事者数

イ 耕作放棄率は、2015 年農林業センサスの農林業経営体調査結果の経営耕地面積、耕作放棄地面積

(4) 高齢化率及び耕作放棄率は、原則としてセンサス集落ごとに判定する。ただし、実施要領第6の2の(1)の集落協定を締結する一団の農用地ごとに区切って算定することが適当な場合には、協定単位で判定することもできる（一団の農用地ごとに判定する場合は、令和8年3月31日時点で行う。）。

なお、複数の集落にまたがって協定を締結する場合は、全ての集落において基準を超えていることが必要である。

(5) 複数の団地を対象として集落協定の締結が可能な集落においては、原則として耕作放棄率の高い団地を除いて協定を締結することはできない。

13 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準の設定及び変更に当たっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域（実施要領第4の1の(1)から(8)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域（実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外の地域をいう。以下同じ。）については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「〇〇県における特認基準の制定（変更）について（提出）（参考様式第1号）」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に協議する。

	地域・農用地区分	デ ー タ の 提 出
8 法 地 域	農業生産条件の不利な農用地	農業生産条件の不利性を示すデータ ① コスト格差 ② 耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。
8 法 外 地 域	8 法に準ずる地域	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。

	農業生産条件の不利な農用地	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 ① コスト格差 ② 耕作放棄率が他の農用地に比べて高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。
--	---------------	---

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第8の1の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、「〇〇県における特認基準の制定(変更)について(通知)(参考様式第2号)」により地方農政局長(北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)を経由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

14 実施要領第4の2の対象農用地の面積の測定は、別記5に定めるとおりとする。

15 市町村は、3の勾配の測定及び14の対象農用地の面積の測定等を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて農地地図情報の活用に努めるものとする。

第4 既荒廃農地等の取扱い等

1 既荒廃農地の取扱い

(1) 既荒廃農地の定義

ア 「既荒廃農地」とは、協定認定年度(実施要領第6の2の規定による市町村長による集落協定又は個別協定の認定が行われた年度をいう。以下同じ。)の前年度末までに荒廃農地(現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)となった農地とする。

イ 「荒廃農地の復旧」とは、荒廃農地を耕作しうる状態にすることをいい、耕作しうる状態とは、次に掲げる状態をいう。

(ア) 田の場合は、灌木の抜根等を行い、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有し、作物の栽培が可能な状態

(イ) 畑及び草地の場合は、灌木の抜根等を行い、容易に耕起・整地でき、作物が栽培できる状態(樹園地の場合は、草刈り等を行い、容易に農作業を行うことができ、収穫物が得られる状態)

(2) 既荒廃農地の取扱い

既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

イ 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置付けた場合には、令和11年度までに既荒廃農地を復旧することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

ウ 集落協定又は個別協定に位置付けない既荒廃農地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの。)についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

- 2 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作の意思を有する者(農作業の受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。
- 3 自然災害を受けている農用地の取扱い
自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。
また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、被災の規模が甚大である等のため復旧に長時間を要すると市町村長が認めた場合や令和 11 年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和 11 年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。
- 4 国、地方公共団体等が所有する農用地の取扱い
国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。
- 5 土地改良通年施行等の取扱い等
 - (1) 土地改良通年施行の対象事業の範囲
ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件を全て満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。
(ア) 当該年度の 6 月 30 日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。
(イ) 当該年度内に事業が終了すること。
(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。
イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。
(ア) ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)
(イ) 客土事業
(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種
 - (2) 土地改良通年施行に係る農地の取扱い
(1)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。
なお、土地改良事業又はこれに準ずる事業が複数年度にわたる農地については、耕作又は維持管理が行われる年度から交付金の交付対象とする。
 - (3) 土地改良事業等の実施、地目の変更等により対象要件に変更があった農用地の取扱い
土地改良事業等の実施、地目の変更等が集落協定に位置付けられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和 11 年度まで交付金の交付対象とすることができる。

第 5 法に基づく促進計画の作成に当たっての留意事項

- 1 実施要領第5の「農村振興局長が別に定める事項」とは、次に掲げる事項とし、市町村は、交付金の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し、これらの事項を参考に、記載するものとする（参考様式第3号）。

(1) 対象農用地の基準

実施要領第4の1の(1)から(10)までのうち、当該市町村に該当する対象地域において実施要領第4の2の(1)から(6)までの中から、当該市町村長が指定しようとする対象農用地の基準について記載する。

なお、集落協定等における協定農用地の決定に当たっては、今後とも耕作すべき農用地であるかを検討することとする。

(2) 集落協定の共通事項

市町村が必要に応じて集落協定に対して定める事項について記載する。

(3) 対象者

認定農業者（農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に準ずる者として市町村長が認定する者について定義の上、交付金の交付の対象者（実施要領第6の1）について記載する。

(4) その他必要な事項

(1)から(3)までのほか、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める事項について記載する。

第6 対象者

- 1 実施要領第6の1の「農村振興局長が定める者」とは、次の者をいう。

- (1) 集落協定の場合においては、当該協定参加農業者で次のアの式で算定される農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者（当該農業者が集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地（以下「引受地」という。）である場合を除く。）

ア 農業者の所得の算定

（確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額）／農業従事者数
当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

イ 算定に当たっての留意事項

- (ア) アの負債の償還額とは、次に掲げるものとする。

a 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額（当該負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。）

b a以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額（当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額）

- (イ) 農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が150日以上の農業従事者を「1」とし、農業従事日数が60日以上150日未満の者を「0.5」とする。その他に、家族内に、30日以上60日未満の農業従事者が2名以上いる場合（合計

就農日数が 60 日以上となる。) には、これらの者をまとめて「0.5」とすることが出来る。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例若しくは事業専従者控除の特例の対象となる者又はその者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて 6 ヶ月を超える者）をいう。

ウ 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

エ 実施要領第 6 の 1 の「同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得」とは直近 3 ヶ年の「家計調査年報(総務省統計局)」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得(月平均世帯主収入×12 ヶ月)とする。

オ 中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ

(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ

(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

カ 所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、各集落協定において 2 名以下又は当該集落協定の協定参加者の 13%の範囲内とする。

(2) 個別協定の場合においては、実施要領第 6 の 2 の(2)のイの認定農業者等で、(1)の規定に該当する者

(3) 実施要領第 6 の 2 の(2)のイの(イ)の「経営の規模」（基幹的農作業を田においては 3 種類、畑においては 2 種類、草地においては 1 種類以上の受託を含む。）とは、対象農用地に存する農用地面積をいう。

2 農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理等を行っている場合等は当事者間の話し合いにより対象者を決定する。

第 7 対象行為

1 集落協定

(1) 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの「集落」とは、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団とする。

(2) 集落協定は令和 9 年度以降に締結することもできる。また、集落協定を締結した複数の集落が、次年度以降にこれらの協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、令和 11 年度までとする。）。

(3) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。

ア 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(ア)の「協定の対象となる農用地の範囲」については、協定の対象とする農用地を記載するとともに、別に維持管理農用地を記載する。

また、第 3 の 2 の規定により、田と田以外が混在する協定農用地において集落協定を締結した場合は、田以外の地目の面積についても記載する。

イ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(イ)の「構成員の役割分担」については、農用地等の管理者及び受託等の方法、水路・農道等の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、市町村に対する代表者等を記載する。

ウ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(ウ)の「農業生産活動等として取り組むべき事項」については、適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、次の表に例示される行為(これに準ずる行為及び基盤整備への取組みも含む。)から集落が集落の実態に合った活動の一つ以

上（法律で義務付けられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上）記載する。

また、当該集落協定内での管理活動の対象施設が、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 第 5 の 2 に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、次の表に例示される行為のうち、水路、農道等の管理活動のほか、耕作放棄の防止等の活動の中から集落が集落の実態に合った活動を二つ以上記載する。

なお、維持管理農用地については、その管理方法（畦畔の維持、法面の管理、地力向上のための取組の具体的手法）を記載する。

分 類	具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動
	水路、農道等の管理活動
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組
	保健休養機能を高める取組
	自然生態系の保全に資する取組

エ 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (エ) の「集落マスタープラン」については、次の項目について記載する。

(ア) 別記 6 に即した集落の実情を踏まえた目指すべき将来像

(イ) 以下に示す活動を参考に (ア) の将来像を実現するための活動方策及び協定期間の目標

- a 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。
- b 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する普及指導センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権の設定等による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。
- c 他集落との連携に関する集落としての取組活動については、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な小規模・高齢化集落等と担い手のいる集落協定等、又は一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等とする。

オ 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (オ) の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、同 (エ) の「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、同 (オ) の「ネットワ

ーク化活動計画」を作成することをいう。

ネットワーク化活動計画は、ネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。以下同じ。）や複数の集落協定間での統合、集落協定への多様な組織等の参画に向けて、協定参加者で話し合いを重ね、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために作成するものである。

ネットワーク化活動計画の作成に当たっては、以下の(ア)から(ウ)までの取組のうち一つ以上について、取り組む事項を記載するものとする。なお、(ア)及び(イ)については、同一の地域計画の区域内の他の集落協定とネットワーク化又は統合を検討することを基本とし、ネットワーク化又は統合に参加する集落協定の協定農用地の合計面積が10ha以上となることとする。(ウ)については、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が集落協定に定められた活動に参画するものとする。

また、作成したネットワーク化活動計画は、協定農用地の存する市町村長に提出するものとする。

取組	記載する事項
(ア) ネットワーク化	(新たにネットワーク化を行う集落協定又は既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定) 参加する集落協定、解決しようとする課題、連携して実施する活動、連携方法、ネットワーク化の工程、統合の予定
(イ) 統合	(新たに統合を行う集落協定) 参加する集落協定、解決しようとする課題、体制を強化したい活動、統合の工程
	(既に10ha以上となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定) 役員の継承計画、体制の維持・向上に向けた活動
(ウ) 多様な組織等の参画	参画する多様な組織等、解決しようとする課題、連携して実施する活動

カ 実施要領第6の2の(1)の(ア)の(カ)の「加算措置適用のために取り組むべき事項」については、実施要領第6の3の(2)のイの加算措置に係る事項から各々の取組内容を記載する。

キ 実施要領第6の2の(1)の(ア)の(キ)の「交付金の使用方法」については、役員等の各担当者の活動に対する経費の支出、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出及び農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について記載する。

なお、その際、共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するとともに、その目的、内容について明らかにするものとする。

ただし、共同取組活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

る。

(ア) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

(イ) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成

(ウ) 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

また、積立・繰越を行う場合にはその目的、積立計画・使途計画等を明らかにする。

ク 実施要領第6の2の(1)のアの(ク)の「促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項」については、第5の1の(2)から(4)までに掲げる事項のうち、集落が集落の実情に応じて集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

(4) 集落協定の共同取組活動を行う際は、「みどりチェック」チェックシート（参考様式第4号別紙様式8）に記載された各項目のうち、該当する項目の取組を行うこととする。

(5) 市町村は、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。

また、共同取組活動の実施に当たっては、農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上を目的に、多面的機能支払交付金実施要綱に基づく地域ぐるみの共同活動への支援措置が講じられていることから、同交付金の活用に努めるものとする。

2 個別協定

(1) 実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等のうち所有権の移転については、協定の認定を受ける年の前年の7月1日から当該年の6月30日までに移転があったものとする。

(2) 受委託等の契約期間については、次のとおりとする。

賃借権の設定、農作業受委託契約は、残存期間が5年以上の契約とする（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）。

(3) 実施要領第6の2の(2)のアの「同一生産工程における基幹的農作業」とは、次に掲げるとおりとする。

ア 田及び畑においては、耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病虫害防除、収穫、乾燥・調製とする。

イ 草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製とする。

(4) 実施要領第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」とは、令和11年度までに実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の受託面積の合計（実農用地面積）が協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加をいう。

(5) 個別協定の協定活動を行う際は、「みどりチェック」チェックシート（参考様式第4号別紙様式9）に記載された各項目のうち、該当する項目の取組を行うこととする。

3 農業委員会は、農地等の利用の最適化の促進のための活動の中で、集落協定又は個別協定が円滑に締結されるよう、連携に努めるものとし、必要に応じて利用権の設定等について調整を行うものとする。

4 集落協定、個別協定の認定等

(1) 集落協定の認定申請

集落協定を策定する集落は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 7 条の多面的機能発揮促進事業に関する計画であって法第 3 条第 3 項第 2 号の事業に係るもの（以下「事業計画」という。）の認定申請書（参考様式第 4 号）に、集落協定書（参考様式第 4 号別紙様式 1 から 5 まで）及び「みどりチェック」チェックシート（参考様式第 4 号別紙様式 8）を添付して、協定農用地の存する市町村長に当該年度の 6 月 30 日までに提出する。なお、対象農用地の対象要件（傾斜基準等）の確認のための作業期間の確保や協定を策定する集落等において加算措置の目標設定等にかかる合意形成期間の確保等のため市町村長が特に必要と認める場合には、申請の期限を延長できるものとする。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項に規定する活性化計画（以下「活性化計画」という。）が作成されている場合であって、その添付書類として、参考様式第 4 号に添付する事業計画及び参考様式第 4 号別紙様式 1 から 5 までを、集落が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする（その場合にあっても、参考様式第 4 号別紙様式 8 は、市町村長に別途提出することとする。）。なお、「みどりチェック」チェックシートは、取組期間の最終年度に実施状況を記入し、市町村長に提出することとする。

また、第 6 の 1 の(1)における農業者が、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合は、当該農用地について協定農用地の概要（参考様式第 4 号別紙様式 7）を集落協定書に添付する。

なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

また、実施要領第 4 の 2 の対象農用地に関して、農用地区域又は地域計画の区域への編入手続が開始されている農用地も含めて認定申請を行うことができるものとする。

(2) 個別協定の認定申請

個別協定を策定する認定農業者等は、事業計画の認定申請書（参考様式第 4 号）に、個別協定書（参考様式第 4 号別紙様式 6 及び 7）及び「みどりチェック」チェックシート（参考様式第 4 号別紙様式 9）を添付して、協定農用地の存する市町村長に当該年度の 6 月 30 日までに提出する。なお、対象農用地の対象要件（傾斜基準等）の確認のための作業期間の確保や協定を策定する認定農業者等において加算措置の目標設定等にかかる検討期間の確保等のため市町村長が特に必要と認める場合には、申請の期限を延長できるものとする。ただし、活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、参考様式第 4 号に添付する事業計画並びに参考様式第 4 号別紙様式 6 及び 7 を、認定農業者等が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする（その場合にあっても、参考様式第 4 号別紙様式 9 は、市町村長に別途提出することとする。）。なお、「みどりチェック」チェックシートは、取組期間の最終年度に実施状況を記入し、市町村長に提出することとする。

また、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

なお、実施要領第 4 の 2 の対象農用地に関して、農用地区域又は地域計画の区域

への編入手続が開始されている農用地も含めて認定申請を行うことができるものとする。

(3) 市町村長による認定

市町村長は、(1)又は(2)により提出された集落協定又は個別協定が、法第6条に基づき定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの（以下「促進計画」という。）に即していることを認めるときは、法第7条第5項の規定に基づく事業計画の認定と併せて当該協定の認定を行うとともに、事業計画認定書（参考様式第5号）を交付することをもって、当該協定を認定した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に当該年度の7月31日までに通知する。

ただし、(1)又は(2)の規定により申請の期限を延長した場合にあっては、市町村長は、あらかじめ都道府県知事に届出を行うことにより、協定の認定に係る期限の延長を行うことができるものとする。

また、市町村長が集落協定の認定を行う場合は、実施要領第6の1の規定による参加農業者の農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る可能性のある農業者について、当該平均所得を上回らないことを確認するとともに、第6の1の(1)のオ及びカの規定による中核的リーダーの要件を満たしているかどうかについて確認する。

(4) 協定の変更禁止事項

(3)により市町村長の認定を受けた集落協定又は個別協定に定める事項のうち、次に掲げるものについては、変更することができない。

ア 集落協定の変更禁止事項

(ア) 協定農用地面積の全部又は一部の除外（令和8年度に中核的リーダーとして指定された者であって、令和9年度以降において、第6の1の(1)のオ及びカの規定により、中核的リーダーの要件を満たさない者の農用地を除外する場合、第9の1(1)において交付金の返還をした場合、及び第9の2の(1)から(4)の場合を除く。）

(イ) 荒廃農地等の復旧面積の全部又は一部のとりやめ

イ 個別協定の変更禁止事項

協定農用地面積の全部又は一部の除外（第9の1(2)において交付金の返還をした場合、又は第9の2の(1)から(4)の場合を除く。）

(5) 協定の変更認定

(3)により市町村長の認定を受けた集落協定又は個別協定に定める事項（(4)の変更禁止事項以外のものに限る。）を変更する集落又は認定農業者等は、次に定めるところにより、当該協定の変更認定又は変更の届出を行う。

① 協定の変更認定

集落又は認定農業者等は、認定を受けた協定に定める事項のうち次に掲げる事項を変更する場合には、(1)又は(2)に準じて、事業計画の変更認定申請書（参考様式第4号）に、集落協定においては変更後の集落協定書（参考様式第4号別紙様式1から5まで及び7）を、個別協定においては個別協定書（参考様式第4号別紙様式6及び7）を添付して、協定農用地の存する市町村長に提出する。

この場合、市町村長は、(3)に準じて、法第8条第1項の規定に基づく事業計画の変更認定と併せて当該協定の変更認定を行うとともに、事業計画変更認定書（参考様式第6号）を交付することをもって、当該協定を変更認定した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に通知する。

ア 集落協定につき変更認定を要する事項

- (ア) 中核的リーダーの指定の変更
- (イ) 協定農用地の面積の追加
- (ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更
- (エ) 集落マスタープランの内容の変更
- (オ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更
- (カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更
- (キ) 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項に基づき定めた事項の変更

イ 個別協定につき変更認定を要する事項

- (ア) 協定農用地の面積の追加
- (イ) 利用権の設定等及び農作業受委託契約の更新
- (ウ) 自作地を対象としている協定の農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の変更
- (エ) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

② 協定の変更の届出

集落又は認定農業者等は、認定を受けた協定に定める事項のうち①のア又はイに掲げる事項以外のものを変更する場合には、変更後の集落（個別）協定書（参考様式第4号別紙様式1から5まで及び7（参考様式第4号別紙様式6及び7））を市町村長に提出することにより、市町村長への届出を行う。

なお、この場合には、法第8条第1項の規定に基づく市町村長による事業計画の変更認定も要しない。

第8 交付額

1 傾斜農用地等

実施要領第6の3の(2)のアの表中①国の交付金による交付の上限単価及び②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価は、実施要領第6の3の(2)のアの表の区分によるほかは、次のとおりとする。

- (1) 第4の1の(2)のイの既荒廃農地及び第4の3の現に自然災害を受けている農用地を復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価（対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）を適用するものとする。
- (2) 第4の5の(3)の土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合は、次の単価とする。

ア 協定認定年度以降に採択された事業等による場合は、協定認定年度の単価とする。

イ 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業等による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の地目・勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

- (3) 第4の5の(3)の地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

2 棚田地域振興活動加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的

な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組及び農業生産性の向上を図る取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(3) 棚田地域振興活動加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

3 超急傾斜農地保全管理加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。

ア 超急傾斜農地の保全

石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等

イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等（市町村等と協力して実施するものを含む。）

農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等

(3) 超急傾斜農地保全管理加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

4 ネットワーク化加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「協定農用地の合計面積が20ha以上となる複数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）を行う集落協定」については、協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成を行い、当該加算措置適用開始年度までに協議会等（複数の集落協定間で合意形成を行いながら連携活動を実施するための規約を定めた組織をいう。以下同じ。）の設置を伴うネットワーク化を行うこととする。

なお、協議会等の規約については、参考様式第17号に示した記載例を参考に作成する。

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「新たに他の集落協定と1つの集落協定に統合し、協定農用地の面積が20ha以上となる集落協定」については、協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成を行い、協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までに新たに他の集落協定と1つの

集落協定に統合を行うこととする。

- (3) 実施要領第6の3の(2)のイのウの「同一の地域計画の区域内に他の集落協定がない場合においては、新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定」については、協定認定年度から加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成と新たに1組織以上の農業者団体以外の組織の協定活動への参画を行い、当該加算措置適用開始年度までに2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織の協定活動への参画を行うこととする。
- (4) 実施要領第6の3の(2)のイのウの「当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保」とは、出身が地域の内外にかかわらず、集落協定（ネットワーク化された複数の集落協定を含む。）、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織が行う地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を、これら組織の構成員とすることをいう。
- (5) 実施要領第6の3の(2)のイのウの「農業生産活動等の継続のための取組」は、地域の実態に応じて、外部人材等の担い手等の確保、農地保全体制の強化、生産効率の向上、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (6) ネットワーク化加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- (7) (2)の統合後の集落協定への交付額は、実施要領第6の3の(2)のイのウに掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各々に該当する交付金の対象となる統合前の各集落協定の協定農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。なお、他の集落内の対象農用地を新たに含める場合、当該農用地に最も近い位置に存する統合前の集落協定の協定農用地面積に含めるものとする。

5 スマート農業加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイのエの「スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (2) スマート農業加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

6 集落機能強化加算の経過措置

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイのオの「1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定」については、当該加算措置適用開始年度までに1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が協定活動への参画を行うこととする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイのオの「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (3) 集落機能強化加算の経過措置は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- (4) (2)で定める集落機能強化加算の経過措置の取組期間の途中であっても、ネットワーク化加算に取り組む場合は、当該経過措置の適用を取りやめることができる。この場合、4の(5)の定量的な目標が未達成であっても、集落機能強化加算の経過措

置で受けた加算額の返還を要さない。ただし、同一年度に集落機能強化加算の経過措置とネットワーク化加算の両方の交付を受けることはできない。

- 7 2から6までの取組状況について、国は都道府県又は市町村に対し、取組状況の報告を求めることができるものとする。
- 8 実施要領第6の3の(5)の第3セクターのオペレーター及び生産組織の構成員に係る「多数」とは、第3セクターにあっては、オペレーターが原則として3人以上、生産組織にあっては、構成員が原則として3戸以上をいう。
- 9 8の生産組織とは、生産を実質的に共同化、組織化しているものであって、組織規約、総会議事録及び収支予算・決算書等を備えている組織をいう。
- 10 2から6までの加算の助成対象は、当該加算以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこととする。

第9 交付金の返還等

1 交付金の返還

実施要領第6の4の(1)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 集落協定違反等となる場合及びその場合の措置

ア 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 多面的機能を増進する活動が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は実施要領第6の3の(2)のイのウのネットワーク化加算に取り組む集落協定において、実施要領第6の2の(1)のアのオのネットワーク化活動計画を作成し、協定農用地の存する市町村長に提出した場合にあっては、交付金の返還を要せず、協定農用地の全てについて、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

ウ 協定農用地に含まれる荒廃農地又は自然災害地の復旧が行われなかった場合は、当該荒廃農地又は自然災害地分の交付金を協定認定年度（自然災害地の復旧にあっては協定に位置づけた年度）に遡って返還する。

エ 協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす荒廃農地として当該集落協定に管理することが位置づけられた荒廃農地について、管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

オ 水路・農道等の維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は実施要領第6の3の(2)のイのウのネットワーク化加算に取り組む集落協定において、実施要領第6の2の(1)のアのオのネットワーク化活動計画を作成し、協定農用地の存する市町村長に提出した場合にあっては、交付金の返還を要せず、協定農用地の全てについて、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

カ 法第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、当該集落協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(2) 個別協定違反等となる場合及びその場合の措置

ア 個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について第三者への利用権の設定等又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農

用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 協定農用地に含まれる荒廃農地又は自然災害地の復旧が行われなかった場合は、当該荒廃農地又は自然災害地分の交付金を協定認定年度（自然災害地の復旧にあつては協定に位置づけた年度）に遡って返還する。

エ 法第8条第2項及び第3項の規定に基づき、当該個別協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(3) 集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されなかった場合の措置

実施要領第13の1の中間年評価の実施年度以降において、同第6の2の(1)のアの(エ)の「集落マスタープラン」に定めた取組が適切に実行されず、かつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合には、協定農用地の全てについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(4) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合及びその場合の措置

ア 集落協定又は個別協定において、令和11年度までに、集落協定にあつては実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が実行されなかった場合、個別協定にあつては同第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」として定めた活動が実行されなかった場合は、同第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に0.2をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する（個別協定のうち協定農用地に自作地を含むものにあつては、利用権の設定等又は作業受委託が締結されている農用地については第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に0.2を乗じて得た額を、自作地に係る交付金についてはその全額を協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。）。

イ 実施要領第13の1の中間年評価の結果、集落協定にあつては同第6の2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあつては同第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が令和11年度までに実施されることが困難と判断した場合は、同第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付金額に0.2をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する（個別協定のうち協定農用地に自作地を含むものにあつては、利用権の設定等又は作業受委託が締結されている農用地については第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に0.2を乗じて得た額を、自作地に係る交付金についてはその全額を協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。）。

なお、これら協定農用地に係る中間年評価実施年度以降の国の交付金による交付単価及び地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、同第6の3の(2)のアの表中の①及び②のそれぞれに0.8を乗じた額とする。

ウ 第7の4の(5)の協定の変更により、「農業生産活動等の体制整備として取り

組むべき事項」、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を取りやめた場合は、イと同様の措置とする。

エ 「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合」とは、ネットワーク化活動計画が作成されなかった場合等をいう。

(5) 棚田地域振興活動加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(ア)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(6) 超急傾斜農地保全管理加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(イ)により集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(7) ネットワーク化加算について、返還となる場合及びその場合の措置

取組期間として定めた年度までに、実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)により集落協定に定めた人材の確保（地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を集落協定（ネットワーク化された複数の集落協定を含む。）、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織の構成員とすること。）が行われなかった場合は、当該加算額について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組（人材の確保を除く。）について、その目標が達成されなかった場合には、当該加算額について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(8) スマート農業加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(エ)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき

事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(9) 集落機能強化加算の経過措置について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(5)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、第9の1の(4)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(10) (1)から(9)までに定めるほか、返還となる場合及びその場合の措置

集落協定又は個別協定において、(1)から(9)までに定めるほかに実施要領及び本実施要領の運用に違反したと市町村が認めた場合は、交付金の全部又は一部を返還する。

(11) (1)から(10)までの規定により集落協定又は個別協定が交付金を返還する必要がある場合において、特に悪質と認められる場合、市町村は、翌年度の交付金の全部又は一部の交付を停止する等の措置を講じることができる。

2 返還の免責事由

(1) 1において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、交付金の返還を免除することとする。ただし、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地については当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。また、実施要領第6の5の実施状況の確認により、当該年度の適切な取組の実施が確認されていれば、当該年度の交付金の返還を免除することとするが、当該農用地については次年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

ア 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合等であって、次に掲げる場合

(ア) 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合（農用地区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。）

(イ) 自己施工により農道又は水路に転用した場合

(ウ) 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用（当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。）される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金

の交付対象とする。

- (エ) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 13 号の地域農林水産業振興施設の用地とした場合であって、同法第 17 条の 65 第 1 項又は第 2 項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合
 - (オ) 地域再生法第 17 条の 17 第 5 項の整備誘導施設の用地とした場合であって、同法第 17 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合
 - (カ) 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 50 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合
 - (キ) 集落協定に位置付けた中山間地域等の振興に資する活動を行うため、当該年度に耕作を行う農用地を、区画や形質を変更せずに、一時的に使用する場合。この場合は、次年度以降も交付金の交付対象とする。
- (2) 1 の(5)から(9)において、不測の事態により取組期間として定めた年度までに目標（ネットワーク化加算については実施要領第 6 の 3 の(2)のイの(ウ)により集落協定に定めた人材の確保も含む。）の達成が困難と見込まれる場合には、集落協定又は個別協定は第 7 の 4 の(5)の①の市町村長への変更認定申請を行い、目標の変更又は当該加算措置適用のために取り組むべき事項の取りやめを行うことができる。
- なお、当該加算措置適用のために取り組むべき事項を取りやめる場合であって、次のア又はイに該当する場合には、当該加算措置に係る交付金の返還を免除することとするが、当該年度以降は当該加算措置の交付金の交付は行わないこととする。
- ア 第 10 の 1 又は第 17 の 1 の(1)において、集落協定又は個別協定で規定した当該加算措置の取組が十分であると市町村が認めた場合
- イ 第 10 の 3 又は第 17 の 3 において、集落協定又は個別協定で規定した当該加算措置の取組が不十分であるとされたものの、市町村からの指導・助言に従って活動の改善を行ったことを市町村が認めた場合
- (3) 1 の(5)から(9)において、集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標（ネットワーク化加算については実施要領第 6 の 3 の(2)のイの(ウ)により集落協定に定めた人材の確保も含む。）が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合であって、(2)のア又はイに該当する場合には、当該加算措置に係る交付金の返還を免除することとする。
- (4) 協定期間中に協定農用地の全部又は一部について農地中間管理機構に貸し付けられた場合など、受託者等に責がない事由により利用権の設定又は作業受委託契約の解除が行われたことで、耕作又は維持管理を継続することができなくなった場合は、当該農用地については、交付金の返還を免除することとするが、次年度以降の交付金の交付対象としない。
- (5) 令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、1 の(1)のウ又は(2)のウにおいて、集落協定又は個別協定に責のない事由により自然災害地の復旧が行われなかった場合であって、集落協定又は個別協定が当該自然災害地周辺の農用地の農業生産活動に悪影響を与えないようにするための草刈り、水路・農道等の管理活動又は農業生産活動再開に向けた農地の保全活動を適切に行っていたと市町村が認めた場合には、令和 11 年度までに交付された当該自然災害地に係る交付金の返還を免除することとする。

なお、本措置の適用を受けようとする集落協定又は個別協定は、当該活動を行ったことを確認できる記録等の証拠書類を整備することとし、市町村は認定に当たっ

て、当該書類等についての確認や必要に応じて現地確認を行うものとする。

- 3 集落協定の構成員が高齢化等により当該農用地の耕作等が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託のあっせん等を申し出ることとする。

4 返還の手続

- (1) 市町村長は、1の協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者又は個別協定申請者に速やかに通知し、1の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。

ただし、1の(4)のイ又はウの場合は、当該年度以降の交付額について、当該返還相当額を減額し、交付することができるものとする。

- (2) 市町村長は、集落協定代表者又は個別協定申請者から返還された交付額のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。
- (3) 都道府県知事は、市町村から返還された交付金のうち地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）から交付された額を国に返還するものとする。

第10 農業生産活動等の実施状況の確認

実施要領第6の5の「実施状況の確認」については、以下により行うものとする。

- 1 集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認及び個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況の確認については、別記7のとおりとする。
- 2 1の確認は、当該年度の10月31日までに行うものとする。

なお、協定の活動期間を確保する必要がある場合や天候不順等の影響により協定農用地の農業生産活動が確認できない場合など、実施状況の確認の期限を延長する必要がある場合には、市町村長は、あらかじめ都道府県知事に対して届出を行うことにより、当該期限の延長を行うことができるものとする。
- 3 市町村又は推進組織（多面的機能支払交付金実施要綱別紙4に定める推進組織をいう。以下同じ。）は、実施状況の確認において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、市町村において、その取組の内容に応じて第9の1の(3)から(10)までの措置を講ずるものとする。

第11 交付金の会計経理

- 1 実施要領第6の6の(2)の「交付金の交付を受けた者」とは、集落協定にあっては、集落の代表者、個別協定にあっては、協定の認定を受けた認定農業者等をいう。
- 2 証拠書類の保管

市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。

なお、保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

 - (1) 市町村
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認指令書類
 - ウ 事業計画の認定申請書（これと併せて提出された協定書を含む。）及び認定書類
 - エ 第10の農業生産活動等の実施状況の確認により作成された別記7の現地確認

チェックリストの書類（参考様式第 11 号）

オ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた者

ア 集落協定代表者

(ア) 第 7 の 4 の (3) により市町村長より交付された事業計画認定書

(イ) 金銭出納簿

(ウ) 領収書

(エ) 協定に定められた活動を行ったことを確認できる記録

(オ) 加算措置に係る取組の実績の根拠となる書類

(カ) 「みどりチェック」チェックシート（参考様式第 4 号別紙様式 8）

イ 認定農業者等

(ア) 第 7 の 4 の (3) により市町村長より交付された事業計画認定書

(イ) 交付金の受け取りを示す受領書

(ウ) 「みどりチェック」チェックシート（参考様式第 4 号別紙様式 9）

3 事務のネットワーク化

ネットワークに参加する集落協定においては、ネットワークに参加する集落協定における交付金に係る事務を共同して実施することができる。協議会等の設置を伴うネットワークに参加する集落協定は、その協議会等において、ネットワークに参加する集落協定における交付金に係る事務を集約して実施することができる。

4 事務の委託

集落協定又は協議会等は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。

なお、集落協定又は協議会等における事務負担が協定参加者の負担となっている場合には、必要に応じて、市町村は上記の委託の推進に努めるものとする。

5 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知。以下「改正通知」という。）による改正前の実施要領に基づき平成 12 年度から平成 16 年度までの間、平成 17 年度から平成 21 年度までの間、平成 22 年度から平成 26 年度までの間、平成 27 年度から令和元年度までの間又は令和 2 年度から令和 6 年度までの間に交付された交付金を協定に定めた活動に支出する場合には、当該各期間に支出した交付金の経理と区分して行うこと。

(2) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は、個人ごとの支出状況や共同取組活動への支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。

(3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

(5) 交付金によって取得価額が 50 万円以上の共有資産等を購入した場合は、共用資産管理台帳（参考様式第 12 号）、機械等利用管理規程（参考様式第 13 号）、機械等利用簿（参考様式第 14 号）の書類を整備しておくこと。

また、試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の対象となってい

る農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて交付金を活用し、導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

6 抽出検査の実施

(1) 国及び都道府県は、別記8のとおり、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

なお、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて抽出検査を行うこととする。

(2) 国及び都道府県は、抽出検査において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落があった場合、その集落及び市町村に対して取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、市町村は改善が見込めない協定にあっては、その取組の内容に応じて第9の1の(3)から(10)までの措置を講ずるものとする。

(3) 国は、第7の4の(1)又は(2)に基づき、実施状況の記入後の「みどりチェック」チェックシートを提出した対象協定の中から抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第12 交付金交付の終了

1 実施要領第6の7の(1)の場合として想定される形態とは、次のとおりである。

(1) 集落に中核となる担い手がいなくても、農業生産活動を特定農業法人、生産組織等が安定的に担うという形態の実現

(2) 中核となる担い手に集落の相当程度の農地が集積され、これを残りの集落のメンバーが補完するという形態の農業生産活動の実現

(3) 水路・農道等の管理などの共同作業については全戸で行われつつ、数戸の農家に土地利用型農業が集中され、残りの農家が高付加価値型農業を営むという集落ぐるみによる生産性の高い複合経営の実現

(4) 酪農については、個々の経営が負債から脱却し、フリーストール・ミルクパター方式等の生産性の高い技術の導入により所得を確保するとともに、単一又は複数の集落が新規参入者となりうる酪農ヘルパーや飼料生産のコストダウンに資するコントラクター組織の活用による安定的な生産形態の実現

2 実施要領第6の7の(3)の交付金交付の終了の対象とならない農業者のうち、集落協定内において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている農業者は、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる者又は当該農業者の対象農用地の全てが引受地である者とする。

第13 第三者機関

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっては、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第14 交付金の交付方法

1 国は、都道府県からの申請に基づき、実施要領第6の3の(1)の合計額の範囲内で都道府県に交付金を交付する。

2 都道府県は、本交付金を実施する市町村からの申請に基づき、実施要領第6の3の

(1)の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

- 3 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、「交付金支払調書(参考様式第7号)」を作成の上、実施要領第6の3の(1)の合計額の範囲内で集落代表者又は認定農業者等に交付金を交付する。

第15 交付金の交付実績等の報告

実施要領第11の「交付金の交付実績等の報告」は、次により行う。

- 1 市町村長は、都道府県知事に「令和 年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書(参考様式第15号)」を提出する。
- 2 都道府県知事は、市町村からの報告を取りまとめの上、地方農政局長等に「令和 年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書(参考様式第16号)」を提出する。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じて都道府県知事に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、都道府県知事及び市町村長は、地方農政局長等の求めに応じて、調査に協力することとする。

第16 実施状況の公表等

- 1 国は都道府県ごとの、都道府県は市町村ごとの、市町村は集落ごとの次に掲げる事項等を公表する。
 - (1) 集落協定の概要
 - (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
 - (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
 - (4) 農業生産活動等の実施状況
 - (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況
- 2 国は、1の実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び文書閲覧に供する等により公表する。
- 3 都道府県及び市町村は、1の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）する。

第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、令和10年8月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、令和11年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)から(9)までの措置を講ずるものとする。

第18 電子情報処理組織による申請等

- 1 次に掲げる手続（以下「事務手続」という。）については、当該各規定の定めにか

かわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により事務手続を行う場合において、本実施要領の運用に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- (1) 都道府県知事が行う第 3 の 13 の(2)の規定による特認地域及び特認基準の制定に係る協議
 - (2) 自然災害を受けた協定の申請者が行う第 4 の 3 の規定による復旧計画の提出
 - (3) 集落が行う第 7 の 4 の(1)の規定による集落協定の認定申請
 - (4) 認定農業者等が行う第 7 の 4 の(2)の規定による個別協定の認定申請
 - (5) 集落又は認定農業者等が行う第 7 の 4 の(5)の①の規定による協定の変更認定申請
 - (6) 集落又は認定農業者等が行う第 7 の 4 の(5)の②の規定による協定の変更の届出
 - (7) 市町村長又は都道府県知事が行う第 15 の規定による交付金の交付実績等の報告
- 2 1 の規定により事務手続を行う場合は、本実施要領の運用の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。
- 3 1 の規定による事務手続が行われた者に対する認定、通知等については、当該者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法により行うことができる。
- 4 1 の規定により eMAFF を使用する方法により事務手続を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 中山間地域等直接支払交付金実施要領の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）に基づき令和 3 年度から令和 6 年度までの間に認定された集落協定及び個別協定の取扱い（この通知による改正後の中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 9 の 2 を除く。）については、協定期間が終了するまでの間は、なお従前の例によることとする。
- 3 市町村長は、特に必要があると認められる場合には、第 7 の 4 の協定の認定及び第 10 の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるものとする。
この場合において、市町村長は、都道府県知事に対し、延長の措置を講じる旨を届けるものとする。
- 4 令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、第 9 の 1 の(1)のウ又は(2)のウにおいて、集落協定又は個別協定に責のない事由により自然災害地の復旧が行われなかった場合であって、集落協定又は個別協定が当該自然災害地周辺の農用地の農業生産活動に悪影響を与えないようにするための草刈り、水路・農道等の管理活動又は農業生産活動再開に向けた農地の保全活動を適切に行っていたと市町村が認めた場合には、令和 11 年度までに交付された当該自然災害地に係る交付金の返還を免除することとする。
なお、本措置の適用を受けようとする集落協定又は個別協定は、当該活動を行ったことを記録した活動日誌等の証拠書類を整備することとし、市町村は認定に当たって、当該書類等についての確認や必要に応じて現地確認を行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第9の1の(11)の改正規定については、令和9年4月1日から施行する。

(別記 1)

一団の農用地の要件について

- 1 団地とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいう。この場合、連担とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位である。
- 2 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。
 - (1) 傾斜が明確に変化している場合
 - (2) 道路を境界とする場合
 - (3) 水路を境界とする場合
 - (4) 河川を境界とする場合
 - (5) ため池等の水利掛かりを境界とする場合
 - (6) 小字界を境界とする場合
 - (7) 土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
 - (8) 農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合
- 3 一団の農用地とは、農用地面積が 1 h a 以上の団地又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上のものをいう。

(別記 2)

勾配の測定について

1 勾配

- (1) 本交付金の対象基準を判定する勾配については、原則として、団地ごとに勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜（以下「主傾斜」という。）により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線（以下「測定法線」という。）で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地ごとの勾配が 1 つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。
ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程（平成 9 年 7 月 3 日付け 9 構改 D 第 4 6 3 号構造改善局長通達）に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合（1/2,500 程度以上の縮尺による場合）には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示（分母表示の小数第 1 位まで）した上で加重平均し算出する。
ただし、1 団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で 1/20（畑で 15 度）以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状（メッシュ）に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目ごとに団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合にあっては、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

(別記 3)

緩傾斜農用地のガイドライン

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

1 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上）と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合

2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法の方に該当する地域は除く。）

(1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地を含む。） 10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は第 3 の 12 に準ずるものとする。

(2) 土壌条件が著しく悪い場合
等

(別記 4)

特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域内の農用地にあつては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域以外の農用地にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第3の13の(3)により、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(令和5年3月2日付け4統計第1883号)の3の(1)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成27年～令和2年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 復興特別区域(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第2条第2項に規定する復興特別区域をいう。以下同じ。)内の農用地

復興特別区域内の農用地にあつては、傾斜農用地(田1/100以上並びに畑、草地及び採草放牧地8度以上)と同等の農業生産条件の不利性があり、東日本大震災に係る津波により、被災後の農業生産条件が不利となったこと。

4 各要件の算出方法等

(1) 2の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村(旧市町村)の区域に係る農林業従事者数)÷(当該市町村(旧市町村)の

区域に係る 15 歳以上の人口) × 100 (%)

農林業従事者数：「2015 年農林業センサス」又は「2020 年農林業センサス」のデータとする。

15 歳以上の人口：「国勢調査(平成 27 年)」又は「国勢調査(令和 2 年)」のデータとする。

なお、適用するデータの年は、市町村(旧市町村)で統一することとする。

(2) 2 の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

(当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計) ÷ (当該市町村の区域に係る総土地面積) × 100 (%)

耕地面積：「平成 27 年耕地及び作付面積統計」又は「令和 2 年耕地及び作付面積統計」に基づくデータとする。

林野面積：「2015 年農林業センサス」又は「2020 年農林業センサス」のデータとする。

総土地面積：「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」又は「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調」のデータとする。

なお、適用するデータの年は、市町村で統一することとする。

(3) 2 の(3)のイの「D I D (人口集中地区)からの距離が 30 分以上」とは、次により判定する。

D I D 地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数カ所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

(4) 2 の(3)のウの「人口の減少率」は、国勢調査報告の平成 27 年と令和 2 年の当該市町村(旧市町村)の人口により算出する。

(5) 2 の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

[当該市町村(旧市町村)の人口(国勢調査報告(令和 2 年))] ÷ [当該市町村(旧市町村)の面積(全国都道府県市区町村別面積調(令和 2 年))]

(6) 3 の「被災後の農業生産条件が不利」とは、被災後の当該地域の単位面積当たりの収量が、当該地域の存する市町村の被災前の直近 5 年間(平成 18 年度～平成 22 年度)の単位面積当たりの収量のうち最も少ない収量を下回っているかどうかにより判定する。

(別記 5)

対象農用地面積の測定について

- 1 団地面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆ごとに次の方法により把握する。
 - (1) 団地ごとの面積
 - ア 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - イ アの地籍図等はないが、1/2,500 程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
 - ウ アの地籍図等及びイの図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
 - (2) 筆ごとの面積
 - ア 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
 - イ (1)のイ及びウの場合には、次の算式による。
$$\text{一筆の面積} = (1) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$
- 3 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。
- 4 令和 8 年度の農用地指定の時点において 1/2,500 程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。

ただし、当該団地については、交付金申請時まで 1/2,500 程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(別記 6)

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備の目標(おおむね 10～15 年後の実現を目途とした目標)は地域の実情に即して、次に示す、体制整備の方向を参考とする。

- 1 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備(核となる集積対象者が育成される可能性のある集落の場合)
 - (1) 核となる集積対象者(農地所有適格法人、生産組織、認定農業者、農作業の受委託組織(第三セクター、コントラクター等)等)の育成及び当該集積対象者への農用地の集積等
 - (2) (1)の集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携
- 2 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備(既に集落を基礎とした営農組織を実践している集落や核となる集積対象者が育成される見通しがなく兼業農家が主の集落の場合)
 - (1) 集落を基礎とした営農組織の構築・充実
 - (2) 特定農業法人化
 - (3) 定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備
- 3 その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備(小規模・高齢化集落等自力だけでは将来の農業生産活動等の継続が危ぶまれる集落の場合)
 - (1) 活力がある周辺集落との連携
 - (2) NPO 法人や地域外の集積対象者等との連携(棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等)
 - (3) 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う、農村型地域運営組織の形成

(別記 7)

集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定又は個別協定の対象となる協定農用地の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その確認事項、確認方法及び事務処理は以下のとおりとする。

なお、実施状況の確認に当たって、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて確認を行うこととする。

1 確認事項及び確認方法

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

確 認 事 項	確 認 方 法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況並びに実施要領の運用第 7 の 1 の(3)のキの「交付金の使用方法」の規定について、現地見回り、農地法第 30 条第 1 項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（経営所得安定対策、多面的機能支払交付金の現地確認結果等）により確認。利用権の設定等については農地法第 3 条の規定に基づく許可書、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画又は農作業受委託契約書等で確認 地目「田」の交付単価で交付金の交付対象となっている農用地について、実施要領の運用第 1 の 1 の(1)に定める「田」の要件（たん水するための畦畔及びかんがい機能）を有しているか確認
2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施	現地見回り又は関係資料等の方法により確認
3 集落協定で定めている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施	現地見回り又は関係資料等により確認
4 加算措置	目標の達成状況について、現地見回り又は関係資料等の方法により確認 ネットワーク化加算においては、上記に加え、主導的な役割を担う人材の定着等の取組について、現地確認又は関係資料等の方法により確認

5 受給額	実施要領第6の3の(5)の規定の確認（交付金の受取を示す受領書による確認）
6 農業所得及び中核的リーダー	農業所得は実施要領の運用第6の1の規定について関係資料等により確認 中核的リーダーは実施要領の運用第6の1の(1)のオの規定について現地見回り又は関係資料等により確認
7 「みどりチェック」チェックシート	集落協定に対しては実施要領の運用第7の1の(4)の規定について、聞き取り等により確認 個別協定に対しては実施要領の運用第7の2の(5)の規定について、聞き取り等により確認

2 確認事務処理

1の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

① 集落協定の場合

- ア 一団の農用地について実施要領第4の2の(1)から(6)までの基準に基づく審査
- イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- ウ 棚田地域振興活動加算について実施要領の運用第8の2の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査
- オ ネットワーク化加算について実施要領の運用第8の4の規定に基づく審査
- カ スマート農業加算について実施要領の運用第8の5の規定に基づく審査
- キ 集落機能強化加算の経過措置について実施要領の運用第8の6の規定に基づく審査

② 個別協定の場合

- ア 協定農用地について実施要領第4の2の(1)から(4)まで及び(6)の基準に基づく審査
- イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
- ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査

(2) 確認野帳の作成

市町村又は推進組織は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「集落協定の協定農用地確認野帳（○年度）」（参考様式第8号）及び「個別協定の協定農用地確認野帳（○

年度)」(参考様式第9号)を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村又は推進組織は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

(4) 確認図面等の整備

市町村又は推進組織は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な1/2,500程度以上の縮尺の確認図面を整備する(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書に示される実施区域位置図を活用することもできる。)

(5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

① 農業者等への連絡

現地確認の実施に当たっては、市町村又は推進組織は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等にあらかじめ連絡して行う。

② 現地での調査及び確認

ア 現地確認は、協定農用地ごとに(2)の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。

現地確認の実施に当たっては、市町村又は推進組織は、確認野帳の記の1から4までの各項目について、協定農用地ごと(水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと)に現地確認チェックリスト(参考様式第11号)によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

イ 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。

(6) 確認結果の通知

市町村又は推進組織は、(5)の現地確認終了後、集落協定代表者及び個別協定申請者に対し、(5)の②のアの確認野帳の写しを送付する。

(別記 8)

抽出検査の運用について

国及び都道府県は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとしているが、その基本的な考え方、実施方法、指導等は以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

- (1) 抽出検査は、国及び都道府県が市町村において適正な交付金の執行が行われているかを確認するため、集落協定及び個別協定について検査を実施するものである。
- (2) 抽出検査は、実施要領第 9 の実施期間中に、原則として全ての市町村を対象として、全ての協定が検査可能となるよう、計画的に実施するものとする。

2 実施方法

- (1) 市町村又は推進組織は、抽出検査に先立ち、実施要領第 6 の 5 の実施状況の確認を行うとともに、協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「集落協定の協定農用地確認野帳（○年度）」（参考様式第 8 号）及び「個別協定の協定農用地確認野帳（○年度）」（参考様式第 9 号）を作成し、各項目に係る書類と併せて整理、保管しておくものとする。
- (2) 都道府県は、地域の実情、前年度の検査結果等を勘案し、毎年度、検査を実施する市町村を抽出して、実施期間中に全ての協定を検査するものとする。
ただし、市町村又は推進組織が独自の実施状況の確認マニュアルを作成している場合、市町村又は推進組織が行う実施状況の確認において独自に予算を確保し対応している場合など、チェック体制が充実している市町村は、一部の協定のみ検査することも可とする。
- (3) 国及び都道府県は、抽出検査チェックリスト（参考様式第 18 号）に掲げる項目に沿って抽出検査を実施するものとし、必要に応じて市町村又は推進組織が行う実施状況の確認に同行するなど、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。なお、必要に応じて都道府県独自のチェック項目を追加することは妨げないものとする。
また、都道府県は抽出検査の結果を「抽出検査の結果について」（参考様式第 19 号）により市町村に通知するものとする。
- (4) 国及び都道府県は、協定において交付金の不適切な運用が疑われ、通常の抽出検査では適正な情報を得ることができない場合は、検査項目の一部又は全部について、事前に通知を行わず、抜き打ちにて抽出検査を行うこととする。

3 指導

国及び都道府県は、抽出検査において、協定で規定した取組が不十分な協定があった場合（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）、その協定及び市町村に対して取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとする。指導を受けた市町村は、当該協定に対し、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込まない協定にあっては、その取組の内容に応じて第 9 の 1 の (3) から (10) までの措置

を講ずるものとする。

4 報告

都道府県知事は、各年度の抽出検査の結果を当該年度の翌年度の4月末日までに「抽出検査の結果の報告について」（参考様式第20号）により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

また、2の(2)において、チェック体制が充実している市町村について協定の一部のみを検査する場合には、都道府県において当該市町村に係る抽出検査の実施方針を整理し、参考様式第20号により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

5 国の役割

国は、都道府県と協力し、共同での抽出検査の実施や助言を行うなど、抽出検査の適正かつ効率的な実施に向け、必要な措置を行うものとする。

(参考様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

都道府県知事

〇〇県における特認基準の制定(変更)について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の13の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

(記載上の注意事項)

- 1 特認基準は都道府県で制定する特認基準について、特認の必要性、特認基準、特認基準を設定する理由等を記載する。
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータには、生産費格差、平地地域に比べ耕作放棄率が高い等の農業生産条件の不利性を示すデータを添付すること。

ただし、上記の2及び3において、(別記4)の「特認基準のガイドラインについて」に定める基準とする場合は、データを添付する必要はない。

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿
(地方農政局長経由)

農林水産省農村振興局長

〇〇県における特認基準の制定(変更)について(通知)

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の13の(3)に基づき、〇年〇月〇日の中立的な第三者機関での意見聴取を踏まえ、下記のとおり通知する。

記

- 1 中立的な第三者機関での検討結果
- 2 調整事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
〇〇市（区、町、村）

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

（「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。）

2 促進計画の目標

1 旧〇〇町地域

(1) 現況

(2) 目標

2 旧〇〇町地域

(1) 現況

(2) 目標

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能
発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	(例) 〇〇区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号 に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促
進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(記 載 例)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のように該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

(a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)

(b) 町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)

(c) 緩傾斜農用地を全て対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(d) ○県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、○○町の○○農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換、自己施行の対象工種等必要な事項について、記述するものとする。

(参考様式第4号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

<施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画（記載例）

〇〇年〇月〇日

〇〇〇組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

※ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業（以下「多面的機能支払」という。）を行う場合の記載例。

○他の事業を行う場合の記載例

・ 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

※ 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を行う場合

・ 本地域は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 法第3条第3項第4号に掲げるその他多面的機能の発揮の促進に資する事業（以下「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業」という。）を行う場合

・ 本地域は、以前より小学生の農業体験に協力しているが、これを発展させ、食育や地産地消を一層推進する必要がある。

※ 法第3条第3項第4号に掲げるその他多面的機能の発揮の促進に資する事業（以下「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業」という。）を行う場合

（注）複数の事業を行う場合は、まとめて記載して構いません。

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、本地域のうち北部は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、本地域のうち南東部は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の記載例

- ・ 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 中山間地域等直接支払を行う場合

- ・ 1を踏まえ、本地域では、有機農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

- ・ 1を踏まえ、本地域では、農産物加工体験を通じて地域の食文化を伝承し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業を行う場合

(注) 複数の事業を実施する場合は、まとめて記載して構いません。

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、本地域のうち北部において機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び本地域のうち南東部において有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

別添の〇〇活動組織の多面的機能支払交付金に係る活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別紙）協定対象区域図面」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- ・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

- ・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下「個別協定」という。）「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

- ・ 別添の環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動計画書「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「Ⅰ.地区の概要」の「1.活動計画」及び「2.保全管理する区域
内の農用地、施設」並びに「(別紙)協定対象区域図面」のとおり。

2) 活動の内容

イ イの活動

活動計画書「Ⅲ.活動の計画」の「1.農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「Ⅲ.活動の計画」の「2.資源向上支払」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○中山間地域等直接支払を行う場合の例

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・ 集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定「(別紙様式6) 経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載
のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・ 集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組
むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及
び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定「(別紙様式6) 第3 農業生産活動等として取り組むべき事項」、
「(別紙様式6) 第4 加算措置適用のために取り組むべき事項」及び「(別紙様
式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

○環境保全型農業直接支払を行う場合の例

③ 3号事業

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

営農活動計画書「Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「1 自然環境の保
全に資する農業の生産方式」に記載のとおり。

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容

営農活動計画書「Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「3 自然環境の保
全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内
容」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- ・ 集落協定「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。
 - ※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定の認定日から４年経過後の最初の３月31日までの期間。
 - ※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合
- ・ 営農活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。
 - ※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払要領「別記６－１活動規約」の「（別紙）〇〇活動組織参加同意書」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

集落協定「（別添２）構成員一覧」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

個別協定「（別紙様式７）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

営農活動計画書「（別紙）〇〇組織構成員一覧」に記載のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

< 施行注意 >

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「２（１）②実施区域」、「２（２）活動の内容等」、「３ 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「４ 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

(別紙様式 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

I.	地区の概要 (共通)
----	------------

<活動の計画>

☐	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙○
☐	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙○
☐	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙○
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙○

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I 地区の概要

※以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度	年	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度	年	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積 ※ 1									計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限		
	田		畑		草地		採草放牧 地						
	多面支払		a		a		a		a		a		円
	中山間 直払		a		a		a		a		a		円
	傾 斜		傾 斜		傾 斜		傾 斜						
農地面積	環境 直払 ※ 2									a	円		

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

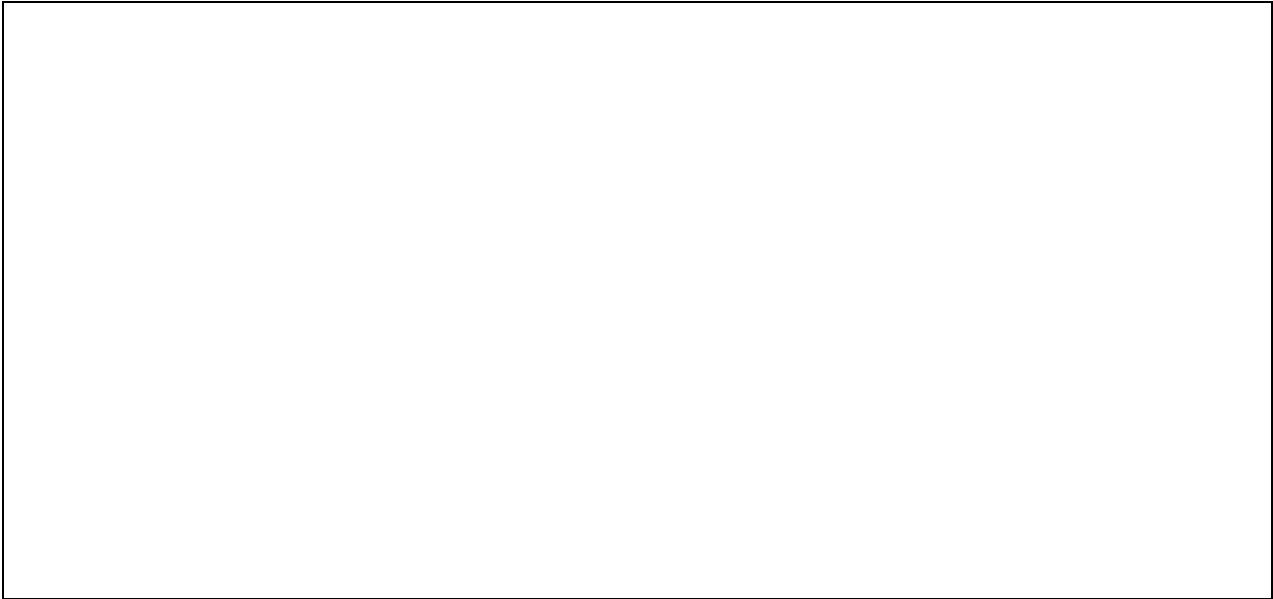
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別添 1)

実施区域位置図

組織名称：

(☐ 1 号事業 (多面支払) ☐ 2号事業 (中山間直払) ☐ 3 号事業 (環境直払))



(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表 者名、 団体 名)	住所	多面的機能支払			中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払				
			分類 番号	備考 活動 支援 班員		分類 記号	年齢 分類 記号	他の市町村で 環境保全型農 業直接支払を 実施している 場合は、その 市町村名を全 て記載	みどり認定				
									認定 済	申請 中又 は申 請予 定	申請 予定 無し		

多面的機能支払分類番号リスト

農 業 者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農 業 者 以 外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産 組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

- 注1： 「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
- 注2： 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
- 注3： 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
- 注4： 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。
- 注5： 他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
- 注6： 「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。
- 注7： 「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別紙○)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏 名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
法面点検担当	

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1 の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの 人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核 的リーダーの割合（％）

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあつせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。

	④その他（ ）

該 当	内 容
	(2) 水路・農道等
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他（別途の規約）

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡)

項目																	
	協定 農用 地面 積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額	面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額	面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額	面 積	交付基 準（傾 斜等）	上 限 単 価	交付 上限 額
協定 全体																	
計																	

注) 交付上限額は、面積×上限単価とする。

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	加算上限額 (円)	
田 1/20 以上	畑 15 度以上	田 1/10 以上	畑 20 度以上				
				10,000			
				14,000			

注1) 面積 × 上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
		6,000		

注1) 面積 × 上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限 額 (円)
田	畑	草地	採草放 牧地				
				10,000			
				4,000			
				1,000			

注1) 面積 × 上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価の計(円)及び100万円のうち、いずれか低い額とする。

ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (㎡)
合計		

4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
				5,000		

注1) 面積 × 上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
				3,000		

注1) 面積 × 上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載）	（自由記載）

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☐ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該当	具体的に取る組む行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、

	生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為	
①水 路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。
以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して_____が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取 組 活 動	①役員等の各担当者の活動に対する経費		
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額					

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：____年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：_____円
- 使途：_____に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度：____年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額：_____円
- 使途：_____に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個 人 配 分 分	金 額
	(配分割合： _____ %)

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
ネットワーク化活動計画を作成する。

該 当	取り組むべき事項
	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	① 棚田地域振興活動加算	年度～ 年度		
	② 超急傾斜農地保全管理加算	年度～ 年度		
	③ ネットワーク化加算	年度～ 年度		(人材の確保後記入) 氏名等○○ ○○
	④ スマート農業加算	年度～ 年度		
	⑤ 集落機能強化加算の経過措置	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1)「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。
 注2)「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等																	
①現況								②基礎・体制 整備単価	③農業生産活動等の 体制整備の取組(ネ ットワーク化活動計 画の作成)の有無					ネットワーク化活動計画を作成する			
														ネットワーク化活動計画を作成しない			
									④加算の適用					⑤農用地の管理		⑥管理者	⑦個人 配分を 受ける 所得超 過者の 引受地
農用地の現況		具体的な活動内容															
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積 (㎡)	交付基準(傾斜等)	棚田地域 振興農地 のうち超 急傾斜農 地	10a当たりの 単価(円)	棚田地域 振興活動 加算	超急傾斜 農地保全 管理加算	ネットワ ーク化加 算	スマート 農業加算	集落機能 強化加算 の経過措 置				
計																	

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目			概要	
農用地の内訳等	①現況	地域区分	右の選択肢より記入	通常地域（８法内）
				通常地域（８法以外で棚田法の交付対象農用地）
				特認地域
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	田
				畑
				草地
				採草放牧地
	面積（㎡）	面積を記入		
	交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	急傾斜	
			緩傾斜	
			小区画・不整形	
			草地比率の高い草地	
高齢化率・耕作放棄率				
特認基準				
交付対象外（混在地）				
棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入			
②基礎・体制整備単価	10a当たりの単価（円）	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入		
③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無		該当するものに○を記入		
④加算の適用		該当するものに○を記入		
⑤農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	耕作地	
			維持管理農用地	
			荒廃農地	
被災地				
土地改良通年施行実施農用地				
その他（具体的に記入）				
	具体的な活動内容	農用地での活動内容を記入		
⑥管理者		農用地の管理者を記入		
⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地		該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）		

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

--

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6、3-7
	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落

協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称（予定）

--

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が 存する計 画区域内	別の 計画区域 内	連携済	今後連携
（自協定）					
合計					

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（ ）
	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）		⑥農業の担い手育成
			⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑧鳥獣害対策

	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（ ）
	⑤農作業の共同化		

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
	②活動連携型 ^{注2)}		④その他（ ）

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）							
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）							
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}							
協議会等の設置（協議会型の場合）							
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載)							

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他（ ）

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1～3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

--

3-2. 統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が 存する計 画区域内	別の 計画区域 内
(自協定)			
合計			

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策

	④水路・農道等の維持管理		⑩多面的機能を増進する活動
	⑤機械・施設の共同利用		⑪その他（ ）
	⑥農作業の共同化		

3-5. 統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）							
②統合に向けた話し合い（協定間）							
③統合							
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
(3-2～3-4を踏まえた統合の進め方を記載)							

3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者			
書記担当			
会計担当			
共同機械担当			
土地改良施設担当			
法面点検担当			

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

(役員の継承に向けた取組を記載)
(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載)

4. 多様な組織等の参画

注) 4-1～4-3の全てを記載すること。

4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	
②別途協定等を締結	

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	
②別途協定等を締結	
合計	

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数) 人

①+②が③に占める割合 % (小数点以下切り捨て)

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
	②共同取組活動参加者の不足		⑤その他（ ）
	③農業作業の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載)			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

4－3．多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理		⑧その他（ ）
	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		
（連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載）			

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路				
排水路				
道 路				

年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)			都道府県名		関係市町村名			郡 町			地区名					
通 年 施 行 実 施 計 画	区分	年度工事実施予定区域			工事計画期間及び稲作期間											
		実施面積 (ha)	うち対象 農用地面積 (ha)	うち土地改良 通年施行面積 (ha)	年									年		
	4 月				5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
	工区															
工区																
工区																
工区																
計																

- 注 1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。
- 注 2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第 4 の 2 の対象農用地の面積をいう。
- 注 3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする (なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面 (1 / 1, 000 ~ 1 / 5, 000 程度) に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。)。

農業所得の確認に関する承諾書

住 所	氏 名 (農 業 者)

注 1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第 6 の 1 に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、例えば「生年月日」欄など、承諾の確認に必要な欄を本様式に設けることができる。

注 2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注 3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。

個 別 協 定

経営規模及び農業所得調書

第 1 経営規模

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草 地			
計			A
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積（基幹 3 作業）を含む。

第 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①／②

注 1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額)／農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(イ)により換算する。

注 2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【農業生産活動等として取り組むべき事項を実施する場合に使用】

第3 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☐多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為	
①水 路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑

	肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注) 上記1～3で定めた活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

【加算措置の場合に使用】

第4 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	超急傾斜農地保全管理 加算	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

協定農用地の概要

【市町村名： 】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10 a 当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契約年月日	交付金の使用方法
									農用地の現況	具体的活動内容					

【個別協定の場合】

- 注 1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式 6 の経営規模の A が都府県にあっては 3 ha 以上、北海道にあっては 30ha 以上(草地では 100ha 以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。
- 注 2) 注 1 の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式 6 の第 2 の注書きにより算出する。
- 注 3) 注 1 の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。
- 注 4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

【集落協定の場合】

- 注 1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。
- 注 2) 注 1 に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。
- 注 3) 使用方法には、受託者(注 1 に該当する者)の受取額を記入。

協定農用地の概要

- 注 1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第 3 条の規定に基づく許可書又は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画の写しを添付のこと。
- 注 2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。
- 注 3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別 表)

字	地 番	地 目	面 積 (m ²)	作 物	作 業 種 類	期 間	受託料 の額 (円)	支 払 方 法	通年・期 間の別
					作業名	始期 終期			
合 計									

「みどりチェック」チェックシート（集落協定向け）

	申請時 (します)	(1) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)	⑦	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
①	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
②	☐	関係法令の遵守	☐		申請時 (します)	(4) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	⑨	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 (該当しない ☐) 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
④	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐	⑩	☐	共同取組活動を行う場合には、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑤	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐		申請時 (します)	(6) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(3) 適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)	⑪	☐	共同取組活動を行う場合には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑥	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐				

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3 ②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

「みどりチェック」チェックシート（個別協定向け）

	申請時 (します)	(1) 環境関係法令の遵守 等	報告時 (しました)		申請時 (します)	(3) 適正な防除・生物多 様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
①	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	⑨	☐	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
				⑩	☐	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
②	☐	関係法令の遵守	☐	⑪	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
③	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐	⑫	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	⑬	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(4) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	肥料の適正な保管	☐	⑭	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐
⑥	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐		申請時 (します)	(5) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	作物特性のデータに基づく施肥設計を検討	☐	⑮	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐		申請時 (します)	(6) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
				⑯	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「（該当しない □）」にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3 ②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

(参考様式第5号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてを
もって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法
律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づ
き認定する。

(参考様式第7号)

交 付 金 支 払 調 書

(年 月 日交付)

番号	支 払 先		交付対象 面 積	交付額	振込先	摘 要
	住 所	氏 名				
			m ²	円		
計						

集落協定の協定農用地確認野帳（○年度）

所在地		協定名(団地名)	
現地確認者		立 会 人	
現地確認日	年 月 日	交付の適否	適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1 協定農用地

地番	地目	地目「田」の農用地			活動形態	農用地の管理状況の適否等		摘要
		畦畔の有無	かんがい機能の有無	交付の適否		耕作	維持管理	
		有・無	有・無	適 否 ()	耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		有・無	有・無	適 否 ()	耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	

2 協定に含めない荒廃農地の管理

地番	管理状況の適否	摘要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

3 水路・農道等の維持管理

施設名	管理状況の適否	摘要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

4 多面的機能を増進する活動

具体的に取り組む行為	活動状況の適否	摘要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

注1) 協定ごとに作成する（団地数が多い場合には、必要に応じて団地ごとに作成する。）。

注2) 1の表の「地目「田」の農用地」欄の「交付の適否」欄は、「畦畔の有無」又は「かんがい機能の有無」欄のいずれかで「無」と判定した場合は、「否」とする。

なお、「田」以外の他の地目の対象要件（傾斜基準等）を満たす場合は、()にその地目を記入する。

注3) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注4) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」（放・転）、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注5) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

注6) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取り組む行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

個別協定の協定農用地確認野帳（〇年度）

交付対象者の氏名・名称			現地確認日	年 月 日		
現 地 確 認 者		立会人		交付の適否	適 否	

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

土地の 所在地	地番	地目	地目「田」の農用地			活 動 形 態	設定権利 等の種類	始期	終期	契 約 年月日	農用地の管理状況の適否等	
			畦畔の有無	かんがい機能 の有無	交付の適否						耕作	維持管理
			有・無	有・無	適 否（ ）	耕・維					適 否(移・解・放・転)免	適 否(移・解・放・転)免

注 1) 協定ごとに作成する。

注 2) 「地目「田」の農用地」欄の「交付の適否」欄は、「畦畔の有無」又は「かんがい機能の有無」欄のいずれかで「無」と判定した場合は、「否」とする。

なお、「田」以外の他の地目の対象要件（傾斜基準等）を満たす場合は、（ ）にその地目を記入する。

注 3) 「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注 4) 「契約年月日」欄は、賃借権の設定、農作業受託契約等は契約年月日を、所有権移転については農地法第3条の許可又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画の公告のあった日を記入する。

注 5) 「管理の状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地に区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、不適切な場合は「否」、免責事由に該当する場合は「免」とする。

なお、「否」と判定した場合の「移」は第三者への所有権移転又は賃借権設定、「解」は賃貸借契約又は作業受委託契約の解除、「放」は耕作放棄又は維持管理が不適切、「転」は農地転用を示す。

(参考様式第10号)

番 号

年 月 日

市町村長 殿

集落協定代表者
(個別協定申請者)

中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について

○年○月○日に自然災害を受けた交付農用地について、下記のとおり災害復旧計画を作成したので提出する。

なお、○○協定は、災害復旧計画に基づき速やかに交付農用地の復旧を図り、農業生産活動等を継続していく考えであることを申し添える。

記

災害復旧計画

集落協定又は個別協定名			協定		交付農用地面積		h a		
被災状況	災害名及び		※		復旧計画	復旧工事		年 月 日 ～	
	被災年月日		年 月 日			工期（予定）		年 月 日	
	被災農用地面積		h a			復旧農用地面積		h a	
	被災協定対象施設名		被災状況			復旧協定対象施設名			

※ 例：台風○号による△△水害
梅雨前線豪雨による△△土砂災害 等

(参考様式第11号)

現地確認チェックリスト

(注) 確認野帳の記の1から4について、該当する対象行為等に係る各項目を現地見回り又は関係資料等の方法により確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

1 対象農用地について（協定農用地ごとに確認）

- ① 農地について、適切に耕作又は維持管理がなされている。
☐ はい ☐ いいえ
- ② 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ③ 活動が実施されたことが次のいずれかの記録から確認できる。
☐ 活動日誌等の書類 ☐ 写真 ☐ 動画 ☐ できない

2 協定に含めない荒廃農地について（農用地ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ② 活動が実施されたことが次のいずれかの記録から確認できる。
☐ 活動日誌等の書類 ☐ 写真 ☐ 動画 ☐ できない

3 水路・農道等の管理について（施設ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ② 活動が実施されたことが次のいずれかの記録から確認できる。
☐ 活動日誌等の書類 ☐ 写真 ☐ 動画 ☐ できない

4 多面的機能を増進する活動について（活動ごとに確認）

〔活動内容 〕

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ② 活動が実施されたことが次のいずれかの記録から確認できる。
☐ 活動日誌等の書類 ☐ 写真 ☐ 動画 ☐ できない

(参考様式第12号)

共用資産管理台帳

(集落協定名：)

施設・ 機械名	型 式 等	購 入 先	設 置 場 所	事業実施 期間		購入額 (円)	管 理 責 任 者	負担 区分 (円)		処分制限 期間		処分の状況		備考
				着 工 年 月 日	完 了 年 月 日			交 付 金	そ の 他	耐 用 年 数	処分制 限年月 日	承認 年月 日	処分の 内容	

(参考様式第13号)

機械等利用管理規程

第1条 ○○集落組合（以下「組合」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。

第2条 機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。

第3条 機械等の利用料金は○○とする。ただし、組合員以外の者が利用する場合はこの限りではない。

第4条 機械等を利用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。

- （1）消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
- （2）使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
- （3）故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告すること。
- （4）機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わないこと。

第5条 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。

- （1）共用資産管理台帳
- （2）機械等利用簿
- （3）機械管理簿

第6条 この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。

(参考様式第14号)

機械等利用簿

使用者氏名							
借受機種							
借受・返却 月 日	年	月	日	時	分	借受	
	年	月	日	時	分	返却	
実動日数	年	月	日				日
	年	月	日				日
	年	月	日				日
	合 計						日
点 検	使用前	異常項目				有・無	
	使用后	異常項目				有・無	
給 油	リットル						
備 考							

※注意事項

- (1) 消耗品及び燃料等は使用者が用意してください。
- (2) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却してください。
- (3) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告してください。
- (4) 機械等の使用中の事故等は、使用者の責任となり、組合は一切の責任を負いませんので充分注意してください。

(参考様式第15号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

〇〇年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改B第 38 号農林水産事務次官依命通知）の第 11 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改B第 74 号農林水産省構造改善局長通知）の第 15 の 1 の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第16号)

番 号
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長事務局長) 殿

都道府県知事

〇〇年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）の第 11 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）の第 15 の 2 の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

〇〇ネットワーク協議会規約(例)

〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、〇〇ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を〇〇に置く。

(備考)

協議会の事務を複数の組織が分担して行う場合は、第2条中「〇〇」には、主たる事務を分担する組織の住所を記載する。

(目的)

第3条 協議会は、△△地域の中山間地域等直接支払交付金の集落協定等のネットワークにおける連携活動が、適切かつ効果的に行われるようにすることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

2 協議会は、事業の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

(備考)

第2項は、協議会が事業の一部を他に委託しない場合には削除する。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織するものとする。

一 〇〇〇

二 〇〇〇

三 〇〇〇

四 〇〇〇

(備考)

会員は、ネットワークに参加する集落協定のほか、必要に応じて関係機関を位置付ける。

(届出)

第6条 会員は、その名称又は代表者の氏名(会員が個人の場合には、その氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

一 会 長 1名

二 副会長 〇名

三 監 事 〇名

- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、○年○月○日までとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日

から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等のネットワークにおける連携活動の実施に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(備考)

幹事会を置かない協議会においては、本章を削除する。

(幹事会の構成等)

第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

一 ○○○

二 ○○○

三 ○○○

四 ○○○

- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関すること。
- 二 総会の議決した事項の執行に関すること。
- 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

- 2 幹事会において、前項第一号にあっては総会開催の直前に、第二号及び第三号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

一 ○○○

二 ○○○

三 ○○○

四 ○○○

- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程

- 三 会費規程
- 四 文書取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 その他幹事会において特に必要と認めた規程

(備考)

本条は、各号における別途規程を定めない場合には削除する。

第三号は、第26条第1号に「(会員の各集落協定が受ける中山間地域等直接支払交付金の〇%相当額)」を記載した場合には削除する。

第六号は、幹事会を置かない場合には削除する。

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 会員からの会費
- 二 その他の収入

(備考)

第26条1号に「(会員の各集落協定が受ける中山間地域等直接支払交付金の〇%相当額)」等を記載することも可能。この場合、第23条第3号を削除する。

(資金の取扱い)

第27条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 協議会の事務に要する経費は、第26条第1号の会員からの会費及び同条第二号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第29条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の〇日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

一 年度事業報告書

二 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第8章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 第4条第1項の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その残余財産があるときは、総会の議決を経て処分方法を決定する。

第9章 雑則

(細則)

第32条 要綱その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第32条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

1 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、〇〇年〇月〇日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 本協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から〇〇年3月31日までとする。

(備考)

附則第4項において、「この規約の施行の日から」は、「〇〇年〇月〇日から」とすることができる。

(備考)

協議会規約の作成に当たっては、上記の例を参考に自由様式で作成できるものとする。

(別紙)

協議会会員・役員名簿

No.	役職	氏名	所属（組織・団体名）	備考
1	会長			
2	副会長			
3	監事			
4	事務局長			

協議会幹事会名簿

役職	氏名	所属（組織・団体名）	備考
事務局長			

(備考)

幹事会を置かない協議会においては、本名簿を削除する。

協議会事務局名簿

役職	氏名	所属（組織・団体名）	備考
事務局長			

(参考様式第18号)

抽出検査チェックリスト

都道府県名：_____
市 町 村 名：_____
協 定 名：_____

検 査 日：_____
検査員職氏名：_____
受検者職氏名：_____
〃：_____
立会者職氏名：_____
〃：_____

検査項目	ポイント	確認内容	確認書類（参考）	チ エ ッ ク	備 考
交付金の 会計経理 について	- 証拠書類が適切に保管されているか。 - 会計経理の適正化に係る留意事項が守られているか。 ※ 実施要領第6の6より、市町村は証拠書類等（交付金の交付を受けた者は経理書類）について、交付が完了した日（交付を受けた日）が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。	- 第11の2に掲げる証拠書類が、適切に保管されているか確認。 - 第11の5の各号に掲げる書類が必要に応じて整備されているか確認。（各書類の内容確認は、適宜行うこととする。）	○ 市町村 - 予算書及び決算書 - 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認指令書類 - 事業計画の認定申請書（提出された協定書を含む。）（参考様式第4号）及び認定書類（参考様式第5号又は第6号）（変更認定及び変更の届出等の書類も含む。） - 農業生産活動等の実施状況の確認時に作成された現地確認チェックリスト（参考様式第11号） - その他交付金に関する書類（交付金収支報告書（協定→市町村長宛）等）	☐	
			○ 集落協定 - 市町村長より交付された事業計画認定書（参考様式第5号又は第6号） - 金銭出納簿（独立帳簿とし、第11の5の期間別に区分）	☐	

			・ 領収書（共同取組活動の支出内容が明確となる書類） ・ 協定に定められた活動を行ったことを確認できる記録 ・ 加算措置に係る取組の実績の根拠となる書類 ・ 「みどりチェック」チェックシート（参考様式第4号別紙様式8） ・ 共用資産管理台帳（参考様式第12号）、機械等利用管理規程（参考様式第13号）、機械等利用簿（参考様式第14号）（50万円以上の共有資産等購入時） ○ 個別協定 ・ 市町村長より交付された事業計画認定書（参考様式第5号又は第6号） ・ 交付金の受け取りを示す受領書 ・ 「みどりチェック」チェックシート（参考様式第4号別紙様式9）		
積立て及び繰越しについて	・ 使途及び使用時期は適切か。 ・ 繰越金を更に翌年度に繰り越していないか。	・ 積立ての使途は適切か。協定期間内の使用（計画）となっているか確認。 ・ 繰越理由は適切か確認。 ・ 前年度から繰り越した交付金を更に次年度に繰り越していないか確認。	○ 集落協定 ・ 協定書（参考様式第4号別紙様式1）	□	

実施状況の確認図面の整備状況について	実施状況の確認時に現地において使用する図面について、対象農用地の把握が容易に行えるものとなっているか。	現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて航空写真を活用するなど図面を整備することが望ましい（協定農用地を一筆ごとに表記し、地番を付すなど）。	○ 市町村 - 実施状況の確認図面	☐	
確認野帳等の整備状況について	実施状況の確認時に現地において協定農用地を確認した際に、確認野帳等が作成されているか。	実施状況の確認時の現地確認を円滑に実施するため、確認野帳により所要の事項を確認するとともに、現地確認チェックリストが作成されているか確認。	○ 市町村 - 協定農用地確認野帳（集落協定：参考様式第8号、個別協定：参考様式第9号） - 現地確認チェックリスト（参考様式第11号）	☐	
関係資料による確認について	実施状況の確認時に関係資料（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査結果や経営所得安定対策、多面的機能支払交付金等の現地確認結果等）を用いて農用地の現況確認を行っているか。	協定に位置付けられている農用地の現況について、必要に応じて関係資料（利用状況調査結果や経営所得安定対策、多面的機能支払交付金等の現地確認結果等）を用いた照合を行うことが望ましい。	○ 市町村 - 協定書（参考様式第4号） - 関係資料（利用状況調査結果や経営所得安定対策、多面的機能支払交付金等の現地確認結果等）	☐	
交付金の使用方法について	共同取組活動として不適切な活動に交付金が使用されていないか。	- 集落協定に規定した共同取組活動に交付金が使用されているか確認。 - 第7の1の(3)のキの(ア)から(ウ)までに定める経費の支出が行われていないか確認。	○ 集落協定 - 協定書（参考様式第4号別紙様式1） - 領収書（共同取組活動の支出内容が明確となる書類） - 共同取組活動であることが分かる書類（共用資産管理台帳（参考様式第12号）、統一した基準に基づく活動を規定した規約、活動を行ったことを確認できる記録等）	☐	
農業生産活動等の体制整備として取り組むべ	ネットワーク化活動計画の作成に当たって実施すべき取組が行われているか。	- 第7の1の(3)のオの取組が行われているか確認。 - 話し合いが行われ	○ 集落協定 - 協定書（参考様式第4号別紙様式2） - ネットワーク化活動計画に定められた事項	☐	

き事項の実施について		ているか確認。	を行ったことを確認できる記録等 ・ 話合いの内容を確認できる記録等		
農業所得の確認について	・ 市町村による農業所得の確認が適切に行われているか。	・ 農業所得の確認結果が保存されているか確認。 ・ 所得要件を明らかに上回らないと見込まれる者について、概算で判定を行った場合、市町村でどのような基準に基づき行ったかを書面化した書類が保存されているか確認。 ・ 農業所得の確認結果が協定書に反映されているか確認。	○ 市町村 ・ 農業所得の確認結果（農業者の所得の算定結果、市町村税務部署への照会結果、概算で判定した結果等） ・ （概算で判定を行う場合）市町村段階でどのような基準に基づき農業所得の概算判定を行ったかを書面化した書類	☐	所得要件を上回ると判定された者の人数：名
			○ 集落協定 ・ 協定書（参考様式第4号別紙様式5） ○ 個別協定 ・ 協定書（参考様式第4号別紙様式6）	☐	
中核的リーダーの役割について	・ 中核的リーダーの役割が果たされているか。	・ 集落協定に規定した中核的リーダーの役割に沿って、活動が行われているか確認。	○ 集落協定 ・ 協定書（参考様式第4号別紙様式1） ・ 中核的リーダーの活動を行ったことを確認できる記録	☐	・ 中核的リーダーの人数：名 ・ 中核的リーダーに指定された者のうち、第6の1の(1)に該当する者の人数：名

指導事項	
------	--

(参考様式第19号)

年 月 日

市町村担当課長 殿

都道府県担当課長

抽出検査の結果について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第11の6に基づき実施した抽出検査の結果について、別紙（参考様式第18号）のとおり通知する。

番 号
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

都道府県知事

抽出検査の結果の報告について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第11の6に基づき令和〇〇年度に実施した抽出検査の結果等について、下記のとおり報告する。

記

1 対象市町村数及び検査協定数（〇〇市町村、〇〇協定）

- ・ 〇〇市（全〇〇協定のうち〇〇協定を検査）
- ・ 〇〇町（全〇〇協定のうち〇〇協定を検査）

2 検査結果

別紙（参考様式第18号及び第19号）のとおり

3 次年度以降の実施予定

※ 対象市町村のうち、一部の協定のみ検査する市町村については、その抽出検査方針を記載すること。

（記載例）

〇〇市：市独自の確認マニュアルが作成されており、本交付金の担当者以外の職員においても、本交付金の担当者と同程度の水準で実施状況が確認できる体制が確立されているため、●●協定（〇〇市の協定数を記載）のうち▲▲協定（〇〇市で実際に検査する協定数を記載）を検査する。

△△町：実施状況の確認に関して町独自の財源を確保しており、かつ、確認者が、行政職員やJAのOBなど農地の状況確認に精通した者を臨時で雇用して対応しており、町の本交付金の担当者と同程度の水準で実施状況を確認できる体制が確立されているため、●●協定（△△市の協定数を記載）のうち▲▲協定（△△市で実際に検査する協定数を記載）を検査する。

××町：協定の管理体制に関して、同一人物が複数の協定において書記及び会計などを担当しており、その一部を検査することで状況の把握（確認）が可能であるため、この者が携わっている●●協定（協定数を記載）のうち一部の▲▲協定（協定数を記載）を検査する。